

大気汚染に係る環境基準

2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

公布日：平成9年2月4日 環境庁告示4号 改定：平成13年4月20日 環境省告示30号

| 物質 | 環境上の条件（設定年月日等） |
|------------|--|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示) |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示) |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示) |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示) |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。